

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における路面性状調査特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 総則

本仕様書は、徳島県徳島県土整備事務所 鳴門支所（以下「鳴門支所」という）が発注する路面性状調査に適用するものとし、「舗装点検要領 平成28年10月 国土交通省道路局」に準拠するほか、その他の関係諸法規を遵守して行うものとする。

2. 業務の目的

本業務は、鳴門支所が管理する、主要地方道、一般県道において、舗装の現状について必要な情報を取得し、舗装修繕の効率的な実施を行うための調査を目的とする。

3. 成果品

本業務の成果として、以下を提出する。

（1）報告書（書面） 1部

（2）報告書（電子データ） 2部（DVD-R等）

- ・報告書に係わるもの（総点検実施要領（案）【舗装編】平成25年2月 国土交通省道路局「様式-A」及び「様式-B」）
- ・路面性状調査結果の図表及び数量データ（PDFファイル及び生データ）
- ・調査対象区間の路線図、距離標等が記載された図面（PDFファイル）
- ・路面性状調査結果をブラウザ等で表示可能なデータ（Shapeファイル形式）
- ・路面性状調査データより条件指定による区間の抽出・「舗装補修履歴」も条件指定に含む検索を行うツール
- ・その他監督員の指示した資料

4. 業務対象箇所

本業務における調査対象箇所は、別添のとおりとする。

- ・路面性状調査延長：64km

なお、本業務履行中に、上記以外の箇所の調査を行う必要が生じた場合は、監督員の指示によるものとする。

5. 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりである。

（1）計画準備

本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方針及び作業工程について、業務計画書を作成し、業務の円滑な遂行に必要な準備を行うものとする。

（2）資料収集・整理

調査対象区間に関する道路台帳附図、交通量（全体交通量、大型交通量[方向別]）、舗装修繕履歴等を調査、収集し舗装の管理に関する各種基礎的データの整理を行うものとする。

調査・収集したデータをもとに、調査対象区間についてGISソフトを用いて路線図を

作成する。また、舗装修繕履歴については、発注者から過去5年間の発注者側で整理した履歴資料を貸与する。

(3) 現地踏査

受注者は、調査に先立ち現地踏査を行い、調査区間の起終点の確認、道路・交通状況、調査における支障物など沿道周辺の状況を確認・記録するものとする。

(4) 路面測定

測定に当たっては、緯度・経度を計測できる計測装置等を用い、走行しながら路面データを収集し、ひび割れ、わだち掘れ、平たん性、IRIの計測を行うものとする。また、測定時にはポットホールの調査を取得するものとする。

使用する計測車両・機材については、下記条件を満たすものを使用すること。

- ・一般財団法人土木研究センターの最新の性能確認証書において、それぞれの性能（ひび割れ、わだち掘れ量、平たん性）が合格している機材を用いること。

また、国土交通省が策定する「点検支援技術性能カタログ」に掲載されており、いずれの舗装の精度確認項目（ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）を満たしていること。

- ・計測走行速度は、各対象路線での法定速度内での計測を円滑に行えるものとし、路線状況に応じた時速1km～30kmの低速走行時においても、性能確認試験時の精度を確保できること。
- ・撮影した静止画は、個人情報保護の観点から人の顔や車両ナンバープレート等、個人を特定できる情報においては、モザイク処理を施すこと。

(5) データ解析及び評価

撮影した前方画像より、ひび割れ、わだち掘れ、平たん性（ σ ）、IRI（縦断凹凸）を、人工知能（AI）を利用して検知し、解析・評価を行うものとする。

上記3項目（ひび割れ率、わだち掘れ量、平たん性）を基に、舗装の維持管理指数（MCI）を算出し、路面性状調査評価を行うものとする。

ひびわれ率（C）、わだち掘れ量（D）、平たん性（ σ ）より以下の算出式によってMCIを求める。

MCI算出式には、下記の4式があり、それらの式で得た値の最も小さい値を該当区間のMCI評価値とすること。

$$MCI = 10 - 1.48C^{0.3} - 0.29D^{0.7} - 0.47\sigma^{0.2}$$

$$MCI0 = 10 - 1.51C^{0.3} - 0.30D^{0.7}$$

$$MCI1 = 10 - 2.23C^{0.3}$$

$$MCI2 = 10 - 0.54D^{0.7}$$

C: ひび割れ率（%）、D: わだち掘れの平均（mm）、 σ : 平たん性（mm）

出典：舗装設計施工指針（H18年版）日本道路協会

評価単位区間は20mとし、調査対象区間の路線図、距離標等が記載された図面に取りまとめる。発注者と協議の上、各評価結果等はブラウザ等で表示可能なデータを作成すること。

MC I 評価による舗装修繕基準

項目	レンジ	区分色	舗装修繕の判断
MCI	$5.0 < \text{MC I}$	青	望ましい管理水準
	$4.0 < \text{MC I} \leq 5.0$	緑	修繕を行うことが望ましい
	$3.0 < \text{MC I} \leq 4.0$	黄	修繕が必要
	$\text{MC I} \leq 3.0$	赤	早急に修繕が必要

出典：国土交通省土木研究所

(6) 過年度評価との比較

路線毎に本業務より得られた評価データを過年度評価データと比較し、経年劣化や損傷の進行状況を整理し、舗装修繕計画策定に必要となる資料を取りまとめること。舗装修繕履歴管理に活用するために、発注者と適切な様式を検討の上これを作成すること。

(7) 照査

照査は、照査要領に基づき、正確性、適切性及び整合性に着目して行うこと。

(8) 業務打合せ

業務の着手時、中間時（1回目：路面性状調査終了時）及び納品時において、計3回の打合せを予定している。ただし、別途打合せが必要である場合は発注者と協議して決定すること。

(9) 報告書作成

「3. 成果品」で記載している資料の作成を行うこと。

(10) その他

機器の性能が確認できる資料（性能確認試験の確認証書等）を事前に発注者に提出し、承諾を得ること。

6. 安全管理

受注者は、業務の実施にあたり、交通状況に応じて各関係機関と必要に応じ緊密な連絡

を取り、業務実施中の安全確保に努めること。